

2. バリアフリー基本構想の取組状況

2.1 基本構想作成予定等調査結果からみた取組状況

国土交通省が毎年実施している基本構想作成予定等調査結果（平成 25 年 3 月末時点）より、基本構想の策定状況等について以下に整理する。

2.1.1 基本構想作成の状況

(1) 基本構想を作成した市町村数

基本構想を作成した市町村は 279 市町村で、このうち、3,000 人/日以上以上の旅客施設が所在する市町村は 267 市町村である。

基本構想の有無

		作成済		未作成	
全市町村数	1,742	279	16.0%	1,463	84.0%
旅客施設のある市町村	1,393	277	19.9%	1,116	80.1%
(5,000人以上/日) ※1	501	250	49.9%	251	50.1%
(3,000人～4,999人以上/日) ※2	122	17	13.9%	105	86.1%
(3,000人未満/日) ※3	770	10	1.3%	760	98.7%
旅客施設のない市町村	349	2	0.6%	347	99.4%

※1 利用者が5,000人/日以上以上の旅客施設をもつ市町村

※2 最も利用者数の多い旅客施設の利用者が3,000～4,999人/日の市町村

※3 利用者が3,000人/以上の旅客施設をもたない市町村

(2) 基本構想を作成予定の市町村数

今後、基本構想の作成を予定している市町村は、全 1,742 市町村のうち 82 市町村である。利用者数 3,000 人/日以上以上の旅客施設が所在する市町村でみると、全 623 市町村のうち 67 市町村である。

基本構想の作成予定状況

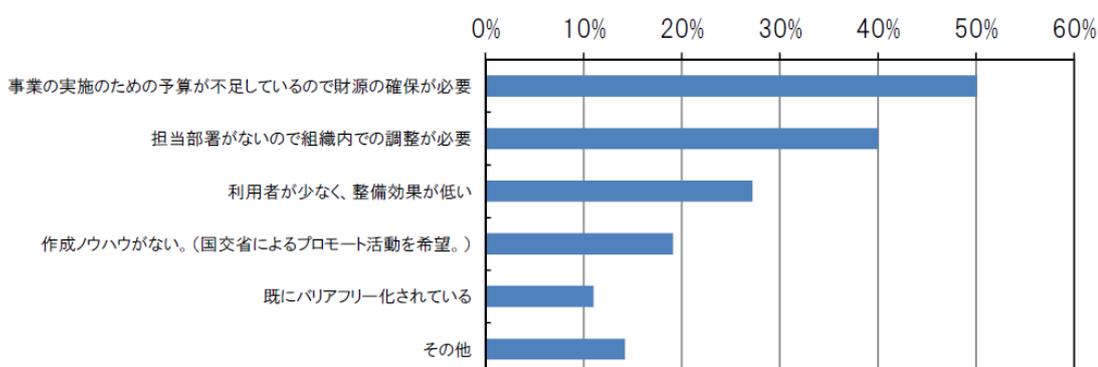
	作成予定あり	作成着手済	平成25年度中に作成着手予定	平成26年度中に作成着手予定	平成27年度以降概ね5年以内に作成着手予定	作成予定なし又は時期未定
全市町村数	82	15	14	22	31	1,660
旅客施設のある市町村	79	15	14	21	29	1,314
(5,000人以上/日)	63	14	14	14	21	437
(3,000人～4,999人以上/日)	4	0	0	3	1	119
(3,000人未満/日)	12	1	0	4	7	758
旅客施設のない市町村	3	0	0	1	2	346

(3) 基本構想を作成する予定がない理由

作成予定なしと回答した 1,660 市町村の、基本構想を作成しない理由は、「事業実施のための予算が不足しているので財源の確保が必要」が最も多く、「担当部署がないので組織内での調整が必要」、「(中心となる施設の)利用者が少なく整備効果が低い」、「作成ノウハウがない」、「既に(別事業で)バリアフリー化されている」の順に多い。

2. バリアフリー基本構想の取組状況

理由		
事業の実施のための予算が不足しているので財源の確保が必要	831	50.1%
作成ノウハウがない。(国交省によるプロモート活動を希望。)	317	19.1%
担当部署がないので組織内での調整が必要	663	39.9%
市町村合併後に検討したい	7	0.4%
条例(バリアフリー法によるものを除く。)に基づき、バリアフリー化事業を計画中・実施中	34	2.0%
中心市街地活性化基本計画に基づき、バリアフリー化事業を計画中・実施中	46	2.8%
地域公共交通総合連計画に基づき、バリアフリー化事業を計画中・実施中	28	1.7%
観光圏整備計画に基づき、バリアフリー化事業を計画中・実施中	54	3.3%
土地区画整備整理事業や市街地再開発事業を計画中・実施中	34	2.0%
社会資本整備交付金を活用したバリアフリー化事業を計画中・実施中	60	3.6%
地域公共交通確保維持改善事業を活用したバリアフリー化事業を計画中・実施中	40	2.4%
既にバリアフリー化されている	182	11.0%
施設設置管理者からの協力が得られない	12	0.7%
利用者が少なく、整備効果が低い	452	27.2%
その他	236	14.2%



(4) 基本構想作成のきっかけ

基本構想作成のきっかけで最も多いのは、「関係事業者・行政機関からの要望」で、次いで「市民や利用者からの要望・提案」となっている。このほか、「交通バリアフリー法が施行されたため」、「バリアフリー法が施行されたため」、「上位計画や関連計画の見直しにあわせて」などが挙げられている。

1. 基本構想作成のきっかけ(複数回答あり)

母数：基本構想数(414)		
市民や利用者からの要望・提案	119	28.7%
関係事業者・行政機関からの要望	164	39.6%
国からの働きかけ(バリアフリープロモーター)	31	7.5%
駅やその周辺の整備にあわせて	43	10.4%
総合計画等の市の上位計画や市町村障害者計画、市町村老人(高齢者)福祉計画の見直しにあわせて	49	11.8%
条例(バリアフリー法によるものを除く)に基づく、バリアフリー化事業の見直しにあわせて	11	2.7%
交通バリアフリー法(平成12年施行)が施行されたため	119	28.7%
バリアフリー法(平成18年施行)が施行されたため	62	15.0%
旧構想の目標年次を迎えたため	19	4.6%
中心市街地活性化基本計画の策定	13	3.1%
地域公共交通総合連携計画の策定	2	0.5%
観光圏整備計画の策定	0	0.0%
土地区画整理事業や市街地再開発事業の実施にあわせて	24	5.8%
国の支援制度があったため(バリアフリー環境整備事業、地域公共交通確保維持改善事業等)	14	3.4%
その他	120	29.0%

2. バリアフリー基本構想の取組状況

(5) 基本構想の提案制度

バリアフリー法では、「施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者、並びに高齢者、障害者等、生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者が、市町村に対して、基本構想の作成又は変更することを提案することができる。(第27条第1項)」とする基本構想提案制度を設けている。

基本構想の提案を受ける体制がある市町村は194市町村で、全1,742市町村の11.1%にあたる。このうち、実際に提案を受けた市町村は6市町村であり、提案を受けて基本構想を作成・変更することを公表した市町村は3市である。

(1) 提案を受け付ける体制（窓口となる連絡先の設定等）の有無			(2) 提案の有無	
	旅客施設あり市町村	旅客施設なし市町村	全体	
体制あり	178	16	194	提案を受けたことがある
準備中	38	6	44	これまでに提案はない
体制なし	1177	327	1504	合計
合計	1393	349	1742	6

(3) 提案者の類型、提案への対応

提案を受けた市町村	提案者	提案への対応
宮城県名取市	高齢者、障害者個人	対応を検討中
茨城県土浦市	高齢者、障害者団体	作成・変更をすることを公表
東京都小笠原村	高齢者、障害者個人	作成・変更をしないことを公表 ・各施設の状況等、各事業主体の政策判断等が必要であるため。
東京都調布市	地元住民団体	作成・変更をすることを公表
山梨県上野原市	駅周辺整備推進協議会	対応を検討中
大阪府摂津市	高齢者、障害者団体	作成・変更をすることを公表

2.1.2 協議会

(1) 協議会設置の有無

全414基本構想のうち、373の基本構想で作成時に協議会を設置している。このうち現在も協議会を設置しているのは112基本構想である。

協議会設置の有無

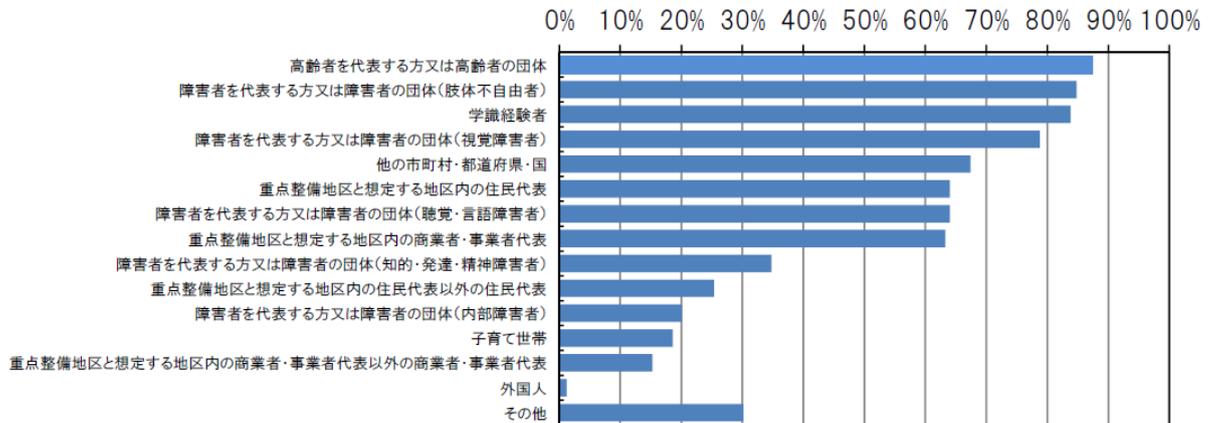
協議会を設置している	112	27.1%
協議会を設置していた（現在は解散）	261	63.0%
協議会を設置していない	47	11.4%

(2) 協議会の構成メンバー

協議会の構成メンバーは、「高齢者を代表する方又は高齢者の団体」、「障害者を代表する方又は障害者の団体（肢体不自由者）」、「学識経験者」などが多い。

2. バリアフリー基本構想の取組状況

障害者は肢体不自由者が最も参加が多く、視覚障害者、聴覚・言語障害者までは 50%以上参加しているが、知的・発達・精神障害者では約 30%、内部障害者、子育て世帯では約 20%となっている。



(3) 住民意見の反映方法

住民意見の反映方法として最も多いのは「まち歩き（現地点検）」で 87.9%、「パブリックコメント」、「アンケート」が 60%以上実施されている。

母数：基本構想数（414）		
パブリックコメント	280	67.6%
アンケート	254	61.4%
関係団体へのヒアリング	178	43.0%
まち歩き（現地点検）	364	87.9%
ワークショップ（参加体験型のグループ討議）	208	50.2%
基本構想説明会	25	6.0%
その他	16	3.9%

・地域の高校の生徒による提案書の反映

(4) 事後評価の実施状況

事後評価を実施しているのは 151 地区である。

事後評価の内容は、整備状況の進捗をはかる「アウトプット評価手法によるバリアフリー整備の評価を実施」が 91 地区で最も多い。波及効果に近い「アウトカム評価指標によるバリアフリー整備の評価を実施」しているのは 11 地区である。

事業実施後に、「市民利用者とまち歩きを行って意見聴取」した地区は 42 地区、「利用者アンケートを実施し、意見聴取」した地区は 12 地区である。

母数：重点整備地区数（687）	
事後評価を実施している	151
事後評価を実施していない	536

2. バリアフリー基本構想の取組状況

母数：重点整備地区数（687）	
アウトプット評価指標によるバリアフリー整備の評価を実施	91
アウトカム評価指標によるバリアフリー整備の評価を実施	11
事業実施後に利用者アンケート等を実施し、意見聴取	12
障害者、高齢者等を中心に市民・利用者とまちあるき等を行い、利便性について意見聴取	42
その他	19

(5) 事後評価の活用方法

事後評価を活用して「基本構想の見直し、再作成を行った」という PDCA サイクルを実施したのが 25 地区ある。

「他の計画・事業に活用した」52 地区、「他のバリアフリー計画に活用した」14 地区がある一方で、「特に何も活用していない」のも 62 地区となっている。

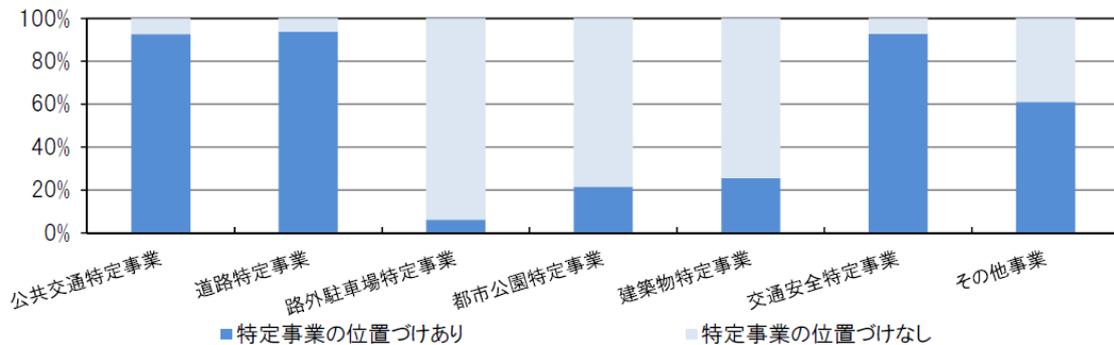
母数：重点整備地区数（687）	
基本構想の見直し、再作成を行った	25
他のバリアフリー計画に活用した	14
他の計画・事業実施に活用した	52
特になにも活用していない	62

2.1.3 基本構想に位置付けられている特定事業

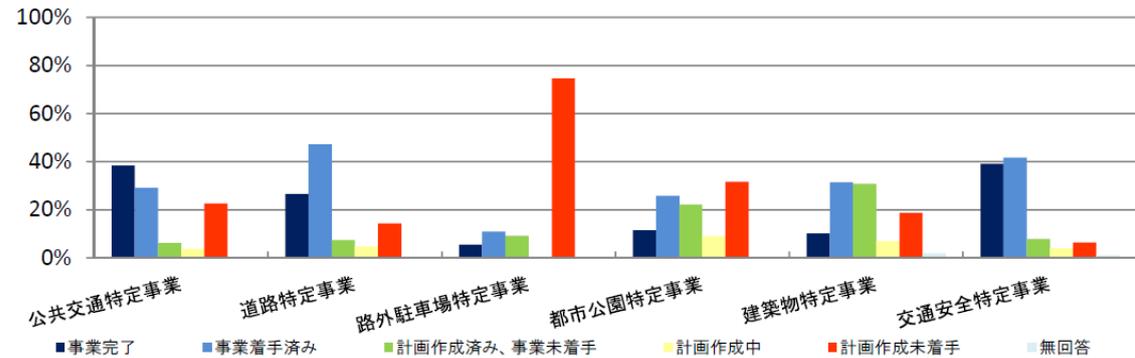
基本構想に位置付けられている特定事業は、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「交通安全特定事業」の割合が高く、事業進捗率も高い。

注) 路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業は、2006 年に特定事業として追加。

特定事業の位置づけ状況



特定事業の進捗状況



2.2 バリアフリー基本構想の住民参加と住民意識

「バリアフリー基本構想実施における住民参加と住民意識に関する研究」(H25.2 第6回 ECOMO 交通バリアフリー研究助成成果)より、基本構想実施における住民参加の状況等について以下に整理する。実施されたアンケート調査(2012年実施)は、バリアフリー基本構想策定公表済の243市町村(2011.10現在)を対象とし、147市町村187基本構想の回答を得た(回収率60.49%)。

2.2.1 基本構想の実施段階に応じた住民参加

(1) 基本構想策定時の住民参加

基本構想策定にあたっては、協議会の設置が位置付けられていることから、障害者団体、高齢者団体、町会関係者、公募、子育て、関係する住民など多様な住民の参加により、177件(81.94%)が作られている。しかし、その一方で、まったく住民の関わっていない、学識経験者、行政、交通事業者、道路管理者、公安委員会、職員など「行政・事業者等の関係者」メンバーのみで進め基本構想を策定したところが23件(10.65%)と、1割あるとの指摘がなされている。

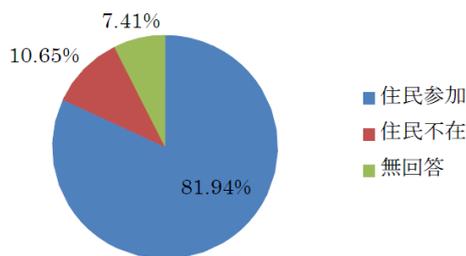


図13 基本構想住民参加状況

(2) 計画段階への住民参加

基本構想策定後、工事が着手される前の計画段階で、住民からの評価が行われているかについては、実施している73件(41.24%)、実施していない90件(50.85%)、無回答14件(7.91%)と、実施したところより実施していないところが上回る結果となっている。

計画段階での住民からの評価を実施していない理由は、「アンケート調査やワークショップ等で、住民の意見は十分に得られている」、「事業計画策定時に市民参加は想定していなかった」、「事業者に委ねており事業者の自主的な対応を促すため」、「効率的な施工ができなくなるため」という意見が多く挙げられていた。「効率的な施工ができなくなるため」と回答した市町村は、まったく基本構想策定の意味すら理解していないといえると指摘している。

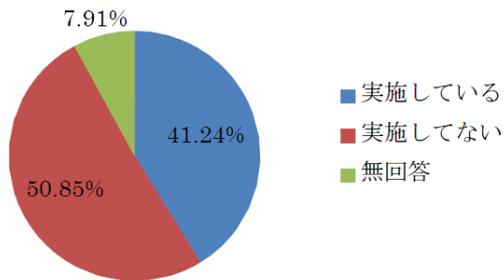


図 29 計画段階への住民参加比率

(3) 施工段階での住民参加

施行段階での評価では、特に使い勝手など設計時には気がつかないことを発見することが期待されるが、施行段階での住民からの評価を実施している基本構想は 51 件（28.81%）とプロセス評価のなかで最も低い数字であった。

なお、住民からの評価を行っていない理由として、「計画の段階で、住民参加を行い、その計画に基づき施工しているため」、「住民参加を経て作成された市独自の移動等円滑化基準に基づいて施工しているため」、「必要性を感じなかった」という意見が多く挙げられ、施行段階の住民の評価は形骸化していると指摘されている。

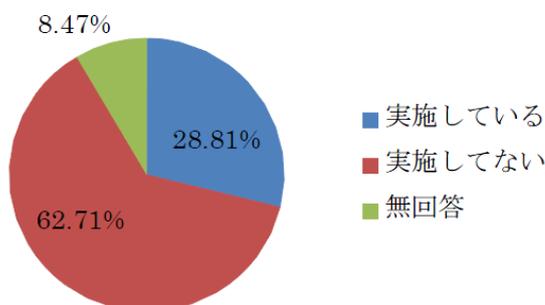


図 31 施工段階の住民参加比率

(4) 事業完了後の評価・検証

事業完了後に住民からの評価、検証を実施している基本構想は、72 件（40.68%）であった。一方、住民の評価、検証を実施していない基本構想は、88 件（49.72%）、無回答 17 件（9.60%）と、住民の参加による評価、検証は半数におよばない。

事業完了後の評価、検証を実施しなかった理由として、「特定事業の流れの中で、事業完了後の評価、検証は想定していなかった」、「各管理者により計画・実施されており、事業について市が管理しているわけではないため」という意見が多く挙げられ、市町村の担当者の意識が低く、プロセス及事後評価体制を、整えていくことが課題とされる。

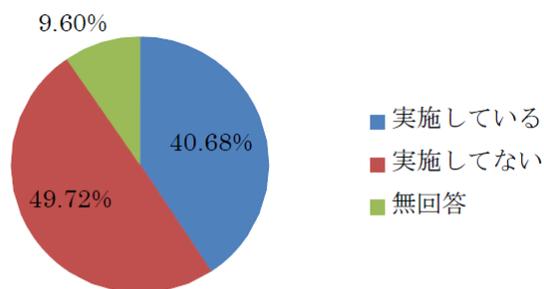


図 33 事業完了後の評価・検証比率

(5) 基本構想策定後の協議会の継続

基本構想策定後に継続する委員会等を設置したところは、116件（53.70%）、設置していない基本構想は、73件（33.80%）、不明27件（12.50%）であった。

基本構想の作成のために設けられた協議会は、一旦は解散したとしても、それぞれの事業者の特定事業計画は実行しなければならない。そのため、事業の進捗管理や評価を行うものとして名称はさまざまであるが「推進協議会」が設けられたりしている。しかし、実際には協議会を解散したままで、計画の実行をしていないところや、計画の進捗をきちっと把握していない基本構想も多くみかけられると指摘されている。

注) 同時期に実施された国の調査(2.1.2(1))では、「現在でも協議会を設置している」のは112件、27.1%となっており、本調査結果の「継続協議会が設置されている」53.7%と割合は異なるが、件数は116件でほぼ同数である。

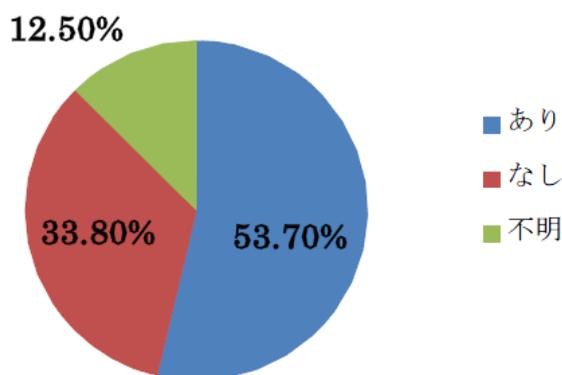


図 35 基本構想策定後の継続協議会等設置状況

2.2.2 参加住民における意識調査

(1) アンケート調査方法

バリアフリー基本構想策定や特定事業計画等に関わった参加住民を対象に、ヒアリング調査（世田谷区、八王子市、調布市、新宿区、荒川区、板橋区を対象として実施）に参加して頂いた方とヒアリング参加者に紹介をして頂いた方、計 25 名にアンケート調査票を配布、そのうち 20 名から回収した。

(2) 住民参加の手法の有効性について

特に有効と考える方が 50%以上となるのが「ワークショップ」50.0%、「まち歩き」53.3%である。その理由として、「ワークショップ」では、「違う障がい者の方と問題点が共有でき、新たな発見に役立つ」、「お互いに話し合う事でいろいろな意見が出て、確認し合えるので良い」といったことが挙げられている。「まち歩き」では、「市民・当事者と行政、事業者などの間で課題や問題意識を共有することができる」、「実際に歩いてみて初めて不都合なことが分かる」、「事業者の方が参加する事で、事業者の方に直接知ってもらうことができる」などが挙げられている。

一方で「有効でない」との回答が多いのは、「パブリックコメント」で、伝える手段としては有効だが、意見が反映されたかどうか不透明な部分が多いため、今後反映された意見をどのように区民に伝えていくかが課題となると指摘されている。

2. バリアフリー基本構想の取組状況

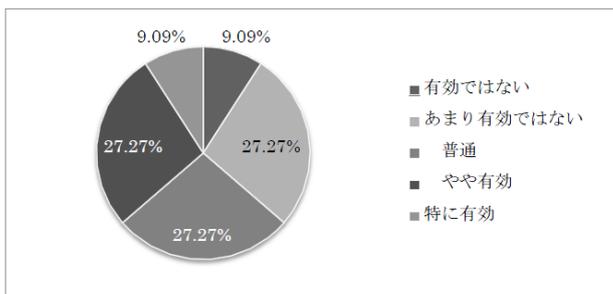


図 2-3 パブリックコメントの有効性について

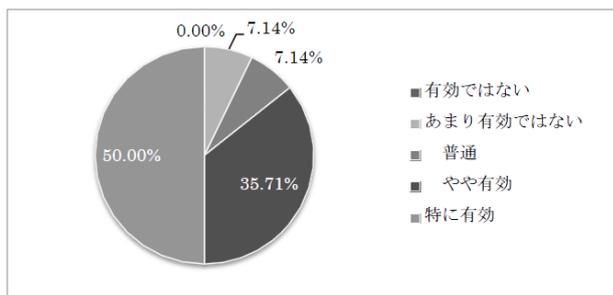


図 2-4 ワークショップの有効性について

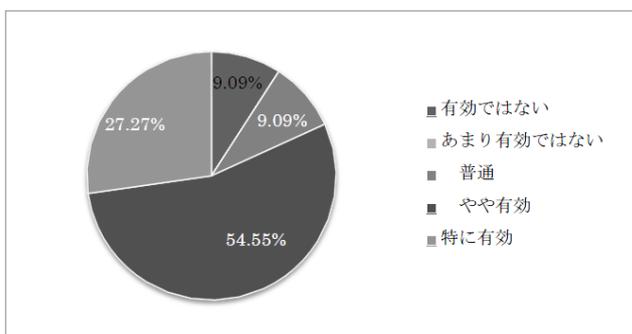


図 2-5 ヒアリング調査の有効性について

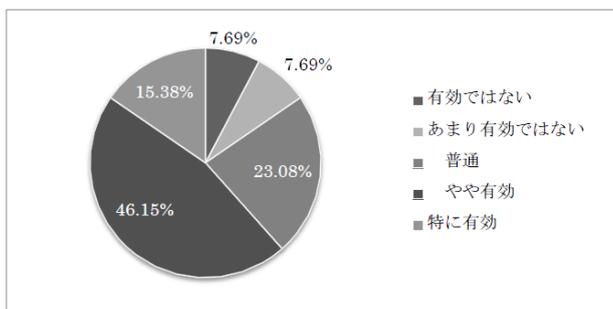


図 2-6 アンケート調査の有効性について

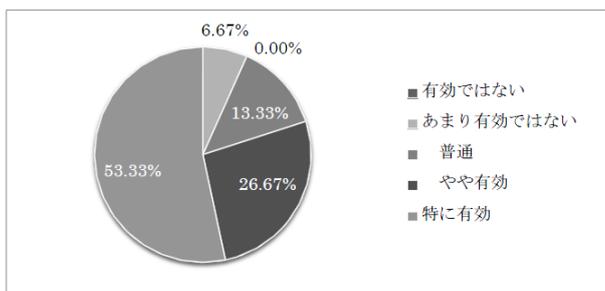


図 2-7 まち歩きの有効性について